

# 「耳マーク 50 周年ロゴマーク」募集要項

1. 趣 旨 耳マークは、昭和50年に名古屋市の難聴者により発案され、2025年には制定50周年を迎えます。聞こえない、聞こえにくい人びとの存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのシンボルとし、これまで全国各地で普及を行ってきました。  
耳マークのさらなる普及と啓発を促進させるため、「耳マーク50周年ロゴマーク」を募集します。
2. 募集期間 令和7年9月29日(月)～1月31日(土)
3. 募集内容 「耳マーク50周年ロゴマーク」デザイン画
4. 応募資格 全難聴構成員及び関係者と一般の方
5. 応募基準
  - (1) 自作未発表作品であること。
  - (2) 「耳マークの制定50周年」を表していることが明確であること。
  - (3) 耳マークの色および形状は、原則として耳マーク規定に準拠するものとし、耳マークのイメージを大きく損なわない範囲での変更は可とする。
  - (4) 手書きの場合はA4サイズ以上とする。
  - (5) 応募点数は、一人につき3点以内とする。
  - (6) 応募作品は、原則として返却いたしません。
6. 応募方法  
応募作品に、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話またはFAX番号を添えて、郵送又はメールで全難聴耳マーク部宛へご送付ください。
7. 審査、結果発表
  - (1) 審査  
全難聴耳マーク部及び理事会にて選考を行い、最優秀作品1点を認定します。
  - (2) 結果発表  
最優秀作品については、全難聴の公式サイト及び機関誌にて公表します。
8. 賞品
  - (1) 最優秀作品1点 2万円
9. 作品の取り扱い
  - (1) 最優秀作品として採用されたロゴマークは、全難聴のホームページ、SNS、マスメディア等において紹介します。
  - (2) 最優秀作品は主催者により缶バッジやその他のグッズ等のデザインに採用することがあります。
10. 注意事項
  - (1) 最優秀作品として採用された作品の著作権は制作者に帰属します。ただし採用作品を商品化など二次利用権の窓口は全難聴が独占的に帰属するものとします。当該作品の出品者は、採用決定後に全難聴との間で、著作権譲渡契約書を取り交わしていただきます。
  - (2) 応募にかかる費用は全て応募者による負担とします。
  - (3) 最優秀作品として採用が決定した後に、当該作品が他の著作物の著作権等を侵害する恐れのあることが判明した場合には、採用を取り消すものとします。
  - (4) 作品の応募に関して、第三者との間でトラブル等が生じた場合の全ての責任は応募者が負うものとします。
  - (5) 応募時にいただく個人情報は運営上で必要なご連絡以外で使用することはありません。
11. お問い合わせ・応募先  
一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 耳マーク部  
〒162-0066 東京都新宿区市谷台町14-5 MSビル市ヶ谷台1階  
メールアドレス zennanmimimark@gmail.com  
全難聴サイト <https://www.zennancho.or.jp/>  
耳マークについて <https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark/>